

II. 委員会の活動状況

(I. を除く)

第3章 犯則事件の調査・告発

第1 概 説

1 犯則事件の調査の目的及び権限

犯則事件の調査は、証券取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求めるこことによって、市場の公正性・健全性を確保し、投資者保護を図る目的で、委員会の設置に伴い設けられた権限である。

犯則事件の調査については、内閣総理大臣（金融監督庁長官）（平成10年6月21日以前においては大蔵大臣。以下同じ）の権限の委任に基づいて行う証券会社等に対する検査とは異なり、委員会職員の固有の権限として、証取法、外証法及び金先法に規定されており、また、権限行使の対象も証券会社等に限定されず、広く投資者を含め証券取引等に関与する全ての者に対し行使することができる。

具体的な権限としては、犯則嫌疑者若しくは参考人（以下「犯則嫌疑者等」という）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査及び犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（証取法第210条、外証法第38条の2、金先法第106条）並びに裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調査権限（証取法第211条、外証法第38条の2、金先法第107条）がある。

2 犯則事件の範囲等

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第45条、外証法施行令第20条、金先法施行令第14条）において定められている。主なものとしては、損失補てん、風説の流布、

相場操縦、内部者取引、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書等の提出、などがある（附属資料131頁以下参照）。

なお、犯則事件の調査結果は、委員会職員から委員会に報告されることとなっており（証取法第223条、外証法第38条の2、金先法第119条）、委員会は、犯則の心証を得たときは、告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐこととなっている（証取法第226条、外証法第38条の2、金先法第122条）。

第2 犯則事件の告発実績等

1 犯則事件の調査の実施状況

本公表の対象期間においては、大手証券会社の損失補てんの嫌疑、山一証券の有価証券報告書の虚偽記載の嫌疑により、それぞれ犯則嫌疑法人等の関係事務所等に対し臨検、捜索、差押えの強制調査を実施したほか（第1章、第2章参照）、任意調査権限に基づき所要の調査を行った。

2 告発の状況

委員会は、犯則事件の調査の結果に基づき、損失補てんの事実につき5件、有価証券報告書の虚偽記載の事実につき1件、内部者取引の事実につき1件、計7件を証取法違反の罪に該当するとして告発を行った。このうち内部者取引に係る告発事件についての概要は以下のとおりである（損失補てん事件及び有価証券報告書の虚偽記載事件については第1章、第2章参照）。

〔内部者取引に係る告発〕

委員会は、トーソク株式会社株式に係る内部者取引の事実につ

き、平成10年5月29日、証取法違反の罪(法第167条第1項、公開買付者等関係者の禁止行為)に該当するとして、犯則嫌疑者1名を横浜地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった法令違反等の事実〕

日産自動車㈱の取締役（当時）である犯則嫌疑者は、日産自動車㈱が所有していたトーソク㈱の株式を日本電産㈱に売却する株式譲渡契約締結業務等に従事していたが、当該契約の締結に関し、日本電産㈱がトーソク㈱の株式を発行済株式総数の5%以上買い集めるという、公開買付けに準ずる行為の実施に関する情報を知り、当該事実の公表前に、トーソク㈱の株式を買い付けた。